

別紙

「健康づくり普及のためのイベント（仮称）」運営業務について

1 ブースについて

健康に関する参加者体験型のブースを設けること。また、下記の点に留意すること。

- (1) “健康”、“健康づくり”の既存のイメージにとらわれず、フィットネス、食、アクティビティ、ダイエット等、健康づくりの周縁にある様々な要素を取り入れた柔軟な提案を行うこと。
- (2) 比較的健康づくりへの関心が低いと考えられる若者層にも効果的な訴求を行うことができる斬新かつ大胆、先鋭的な提案を期待する。
- (3) イベント全体を通して、物販及び販促も可能とする。
- (4) 飲食物を提供、販売するブースについては、ターゲット層の属性も踏まえ、集客にも貢献するような効果的な提案を行うこと。
また、必要に応じて簡易な飲食スペース（テーブル、イス等）をセッティングすること。
- (5) 火の使用を伴うブース、出展は屋外（入り口前）で行うこと。
- (6) 販売物や出展業者については、本事業の趣旨や目的を踏まえ適切に選定すること。
- (7) 本イベントは商業的な催事ではなく、あくまで公益的な目的であることに留意すること。
- (8) ブース出展者から、来場者特典や景品類の協賛などを募るよう努力すること。
- (9) アルコール類の提供は禁止する。

2 ステージイベントについて

会場にステージを設け、ステージイベントを行うこと。企画提案を行う上では、下記の点に留意すること。

- (1) 参加者体験型のプログラムを設定すること。
- (2) 単なる出し物、人寄せのプログラムではなく、参加者にメリットを提供するプログラムを設定すること。

例：国内外で流行している最新フィットネスの実演、体験会

- (3) タレント、著名人等の出演がある場合、知名度、話題性のみによる人選とならないよう注意すること。

3 その他

- (1) 入口付近に総合受付、事業団ブース、アンケート記入テーブルを設けること。
※事業団ブースについては会議用テーブル（幅 1.8m）4台分程度のスペースを確保すること。
- (2) 救護班（医師または看護師）を配置すること。